

新たな東京都スポーツ推進計画で取り扱うスポーツの範囲について

スポーツとは

- スポーツはラテン語「deportare（気晴らしをする、楽しむ、遊ぶ）」が語源
- スポーツの定義には様々な学説があり、スポーツに含まれる活動の範囲に明確な定めはない。
- スポーツ基本法においては、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としている。（参考資料2）

スポーツ基本法を踏まえ、以下のとおりとする。

新たな東京都スポーツ推進計画で取り扱うスポーツの範囲

新たな東京都スポーツ推進計画におけるスポーツとは、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツ（競技スポーツ）だけでなく、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等の目的を持った身体活動も含める。

新計画におけるスポーツ

競技スポーツ

【具体的事例】 陸上競技、水泳、サッカー、ラグビー、野球、テニス、ゴルフ、ボッチャ、ゴールボール など

目的を持った身体活動

【具体的事例】（含めるもの）：ウォーキング、ジョギング、サイクリング、筋力トレーニング、ラジオ体操、ダンス など
（含めないもの）：吹奏楽、合唱、書道、農園芸、飼育、実験 など